

成蹊大学学生補助員に関する規則

制 定 2018年3月7日
大 学 評 議 会

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）の授業における教育効果を高めることを目的として設ける「学生補助員（Student Assistant。以下「SA」という。）制度」に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則におけるSAとは、本学の授業において、資料配布等の運営補助、履修者に対する指示及び指導等の教育活動に必要な補助業務を行う者をいう。

(適用する就業規則)

第3条 SAは、成蹊学園アルバイト就業規則の適用を受けるものとする。

(配置科目)

第4条 SAを配置することのできる授業科目は、当分の間、全学共通科目のうちフレッシュャーズ講座のみとし、他の授業科目には配置しない。

(SAの条件)

第5条 SAは、本学の学部在籍者（ただし、正規学生に限る。）で、授業の趣旨を理解し、業務遂行の意欲のある者を対象とする。

(SA候補者の決定)

第6条 SAを希望する者は、所定の願書を学長に提出するものとする。

2 学長は、願出者のうちから、面談、書類審査等を行い、SA候補者を決定する。

(配置の申請)

第7条 SAの配置を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書を学長に提出するものとする。

(採用の上申)

第8条 前条の申請に基づき、SA候補者のうちから申請者が希望する内容の業務を行うことができると学長が判断した者を理事長に上申する。

(雇用期間及び勤務条件)

第9条 SAの雇用期間は、1年とする。ただし、年度の途中から雇用を開始した場合の雇用期間終了日は、当該年度末とする。

3 SAの勤務時間は、1週10時間以内とし、総勤務時間は、200時間を超えないものとする。

(給与)

第10条 SAの給与の支給額は、実際に当該授業科目に配置された者の勤務実績により算出する。

(事務の所管)

第11条 SAに関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事長との協議の上、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (略)